

男女共同参画推進にむけた今後の取組方針について

1 社会情勢の変化と基本的な方向性

社会情勢の変化に伴う、重要課題の移行

(1) 女性活躍推進と男性の家庭地域参画

「女性活躍推進法（平成 27 年）」や「働き方改革関連法案（平成 30 年）」の成立など、女性の活躍や、働き方・暮らし方の見直しによる男性の家庭や地域活躍が不可欠であるという機運が高まっていることや、長寿化による人生 100 年時代が到来しつつある今、従前にも増して、一人ひとりの暮らし方・働き方などについて、従来の画一的な慣習や性別にとらわれることなく、多様な選択が可能で、個性と能力を存分に発揮できる社会である必要がある。

(2) 人口減少時代における持続可能な社会づくり

また、人口減少に伴う地域の縮小という、未経験の「内政上の危機」を克服するにあたり、持続可能な社会を維持していくためには、企業活動・行政・地域社会等の社会のあらゆる場面で、性別や慣習等にとらわれず、誰もが活躍できる環境を整え、多様な視点を積極的に取り込み、新たな創意工夫を生み出すことで、直面する課題の解決を積極的に図っていくことが重要である。

(3) 持続可能な社会づくりのための「あらゆる人々の活躍」

国際社会においては、「誰一人取り残さない」社会の実現のため「持続可能な開発目標（SDGs）（2030 年までに達成すべき 17 の目標）」が国連で採択された（平成 27 年）。この実現のために日本で定めた実施指針の 8 つの柱（優先課題）の一番目に「あらゆる人々の活躍の推進」が掲げられ、働き方改革の着実な実行、女性の活躍推進、男性の家事・育児等への参画促進、ダイバーシティ（多様性の尊重）の推進などがその具体的取組としてあげられている。地方自治体においては、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、この実施指針の考え方を最大限反映することが求められており、男女共同参画施策の展開にあたっては、これらの視点を意識した取組が、これからより一層求められていく。

現状～各種意識調査等から見える状況から

各種意識調査等から、社会生活のあらゆる場面で、いまだに、性別や慣習を理由に多様な選択が狭められ、男女共同参画社会の実現を阻んでいる状況がある。また、これらは少子化の原因の一つともいわれている。さらに、諸外国と比較し男女格差をあらわす指数が先進国で最低の位置づけであるという評価※がある。（※世界経済フォーラム報告書 2017「ジェンダーギャップ指数」 日本 114 位/144 カ国中）

(例) ・根強く残る男女の役割分担意識（例：男は仕事・女は家事育児 等）

・固定観念や無意識の偏見（例：男/女はこうあるべき 等）

・長時間労働などにより仕事と生活のバランスがとれない

・夫の家事育児時間が短いほど、第 2 子以降が生まれにくい など

基本的な方向性～男女共同参画推進が果たすべき役割

国の第 4 次男女共同参画基本計画においては、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した現代において、社会の多様性と活力を高め、社会や経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題であるとしている。

盛岡市における男女共同参画の推進は、女性の地位向上など女性政策的なアプローチだけでなく、男性の暮らし方・働き方や女性自身の意識の変革にも積極的に影響を与えていくべきという新たな段階を迎えている。このことから、社会生活のあらゆる場面において、男女共同参画的な視点を「前提として必ず持ちあわせておくべき視点」として市民の共通認識を深めていくことは、豊かで活力あふれる持続可能な盛岡市を実現するために必要不可欠なものとして、今後一層、重点化を図る必要がある。

2 「(仮称)盛岡市男女共同参画推進条例」の制定検討及び既存計画の見直しについて

(1) 条例制定検討にいたる背景や経緯

男女共同参画的な視点を市民の共通認識としてさらに深め、市民や企業等とともに持続可能で豊かで活力ある市政を推進するために、盛岡地域の実情に即した基本理念、市・市民・事業所等の期待される役割や責務、施策の基本方向性を示した法的な根拠を定めることで、さらなる意識の向上を図り、実効性を高め、男女共同参画意識を前提としながら盛岡市が力強く発展し続けていく意思を明確に表すため、現在「(仮称)盛岡市男女共同参画推進条例」の制定を検討している。

また、市議会からは多年にわたり要望が出ている事項でもあり、他自治体の県庁所在地や中核市などにおける制定状況を鑑みても、男女共同参画施策推進に対する市の積極的姿勢を表明する手段として、平成が終わり、市政施行130年を迎えようとするタイミングで、将来にわたり活力ある市政を進める上で、積極的に制定を検討すべき事項であると考えます。

(2) 条例制定の意義や効果

普遍的な価値である男女共同参画が、未だ達成されているとはいえない状況にあつて、その状況を打破するためには、目指すべき基本理念や施策の方向性を、わかりやすく端的に市民と共有し、普段の一人ひとりの身の周りから男女共同参画意識を高める必要がある。強いメッセージ性を持ち、シンボリックでインパクトを与える旗(ビジョン)を掲げることによって、市民一人ひとりの意識や固定観念を強力に変革する必要があり、条例は、その役割を果たすことができる。

男女共同参画推進が条例化されることで、あらゆる場面で人々の意識が高まり、性別を原因とした困難を感じたり、活躍が阻害されたりすると感じる方々に、ある一定の安心感や支援を提供できるとともに、行動を変えるための一歩を踏み出す原動力ともなり、男女共同参画が市民生活のあらゆるシーンで具体的に体现されていくことが期待できる。また、先のSDGsとの関連において、条例にその考え方を反映した自治体は未だなく、全国に先駆けた取組の一つとしても意義や訴求効果があるものとなる。

(3) 条例制定の課題(庁内意見)

- ・市の条例制定の基本的考え方では、いわゆる「理念条例」は定めていない。(国の法令と重複するものや、市民に義務を課す又は権利を制限するなどが無いものは制定しない。)
- ・条例ではない別の意思表示方法は検討できないか。(例：宣言、計画改定、具体施策の展開など)
- ・性別のほか、障害や国籍、年齢などの多様性まで含めるかどうか。
- ・「男女共同参画」条例に、LGBTなど性的少数者への配慮を盛り込むかどうか。
- ・条例制定に併せ、「女性センター」の施設名称を「男女共同参画センター」などに改称する。等

(4) 既存の第二次男女共同参画推進計画の見直しについて

条例の基本理念の実現を図るため、既存の「第二次男女共同参画推進計画」の目標、施策の方向性、個別の取組などを、条例を勘案して再度見直すとともに、平成32年までの策定が努力義務となっている「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」を既存計画内に包含した形で策定し、計画的かつ実効性のある施策の展開を図っていく。

3 他自治体の条例制定状況について

(1) 県庁所在地(H30.6.30現在)

47自治体中 制定済43(92%)、未制定4(8%) (盛岡市・秋田市・高松市・徳島市)

(2) 中核市(H30.8.1現在)

54自治体中 制定済44(81%)、未制定10(19%) (盛岡市・高松市など)

(3) ここ5年間で条例制定をした自治体
和歌山市（H30.6.28）・青森市（H30.4.1）・武蔵野市（H29）・戸田市（H28）など

(4) 近年制定の条例に盛り込まれた特徴的な内容

ワーク・ライフ・バランス，女性活躍，男性の家庭地域参画，多様性の尊重，教育の果たす役割，災害対応等での性別による視点への配慮，配偶者等暴力防止，市・市民・事業者の責務，基本計画の策定と公表，施策の実施状況の公表（年1回），推進月間の制定，広報啓発，拠点施設の整備，審議会等の設置，苦情申立・相談への対応，相談窓口の設置 など

4 今後のスケジュール

< 条例関係 >

平成30年度

11月	政策形成推進会議，庁議，全員協議会説明
12月	パブリックコメント実施
1月	盛岡市男女共同参画推進懇談会
2月	庁議，全員協議会説明，条例案提出

< 第二次男女共同参画推進計画改訂・（仮）盛岡市女性活躍推進計画策定関係 >

平成30年度

8月	市民アンケートの実施（男女共同参画及び女性活躍推進に関する意識）
9月	市内事業所調査の実施 （「平成30年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査」～岩手県立大学地域協働研究）
3月	調査結果報告書作成

平成31年度

第二次盛岡市男女共同参画推進計画（改訂版）（（仮）盛岡市女性活躍推進計画を含む） 策定

〈男女共同参画施策の推進体制について〉

(国)男女共同参画社会基本法(H11～)
 (国)第4次男女共同参画基本計画(H27～H32) 女性活躍推進法(H27～H36)
 |
 (県)岩手県男女共同参画推進条例(H14)・いわて男女共同参画プラン(H28～H32)

(仮)盛岡市男女共同参画推進条例(検討中)

第二次盛岡市男女共同参画推進計画(H27～H36))
 (仮)盛岡市女性活躍推進計画(H32～H36)(予定)
 (関連)女性活躍推進法等に基づく特定事業主行動計画(H28～H32)

庁内推進体制

盛岡市男女共同参画推進本部会議(庁議構成員)
 (男女共同参画・女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進組織)
 男女共同参画行政推進連絡会議(関係課長)

・施策へのフィードバック ↓ ↓ ↑ ・指示決定 ↑ ・施策の進捗状況報告

**市長内部部局
行政機関, 公の施設等**
 ○計画掲載事業の実施・進捗管理

**市民部市民協働推進課
男女共同参画推進室**
 ○男女共同参画推進に係る企画調整
 ○施策の推進、計画の推進状況の管理

・連携
 ・報告
 ・進捗管理

もりおか女性センター(指定管理施設)
 ○男女共同参画推進の活動拠点施設
 (主催講座やイベントの開催・女性相談・情報の収集提供・市民活動の支援等)

・連携、協働 ↑ ↓

関係機関・市民・市内事業所
 ○岩手県労働局, 岩手県(若者女性推進室), 岩手県福祉総合センター等関係行政機関
 ○市民団体・経済団体・その他関係団体

・評価・意見等 ↑ ↓ ↓ ・施策の進捗状況報告

男女共同参画推進懇談会
 ○男女共同参画推進についての提言等
 (学識経験者, 知識経験を有する方, 男女共同参画関係団体, 商工農政関係団体, 市議会議員, 関係行政機関等)

〈他市の例から想定される進め方〉

〈条例〉

目的

定義

基本理念

- ① 人権の尊重と暴力の根絶
- ② 社会における制度または慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 性と生殖に関する健康と権利
- ⑥ 教育の場における平等参画意識の形成

市だけではなく、市民や事業者等の責務を明記、主体的な取組と相互の連携

市の責務

市民の責務

事業者の責務

性別等による権利侵害の禁止

情報に関する留意

基本的施策

- 市民・事業者等が理解を深めるための普及啓発、支援、情報収集、情報提供
- 基本計画の策定と公表

盛岡市の特徴

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
- 女性活躍の推進、男性の家事・地域活躍の推進
- 教育及び学習の場に対する支援、人材育成

男女共同参画懇談会
（審議会）

- ①相談対応
- ②苦情申立

〈計画〉

- 第二次男女共同参画推進計画（H27～H36）の条例を勘案した見直し
 - （仮）盛岡市女性活躍推進計画（H32～H36）（予定）を既存計画に包含して策定
- 条例の基本理念の実現のため、計画的かつ実効性のある施策の推進を図る**

男女共同参画社会の実現